

観光施設巡回バス

平成25年4月より「かなや明恵峡温泉」にも巡回します。

JR 藤並駅と有田川町内の観光施設を結ぶ無料の巡回バスを運行しています。

運行日は、金・土・日・祝日および行楽期の平日となります。詳しくは藤並駅観光案内所、各停留所の施設または、町ホームページにてご確認ください。

スポーツパーク 行き			JR 藤並駅 行き		
藤並駅東口	10:10	15:00	スポーツパーク	12:40	16:45
地域交流センター	10:17	15:07	しみず温泉	12:45	16:50
どんどん広場	10:26	15:16	あらぎの里	13:00	17:05
有田川鉄道公園	10:29	15:19	二川温泉	13:20	17:25
かなや明恵峡温泉	10:44	15:34	明恵ふるさと館	13:53	17:58
明恵ふるさと館	10:54	15:44	かなや明恵峡温泉	14:03	18:08
二川温泉	11:17	16:07	有田川鉄道公園	14:18	18:23
あらぎの里	11:37	16:27	どんどん広場	14:21	18:26
しみず温泉	11:45	16:35	地域交流センター	14:30	18:35
スポーツパーク	11:50	16:40	藤並駅東口	14:37	18:42

問い合わせ

有田川町藤並駅観光案内所

☎52-7345

森林の所有者届出制度が

4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

届出対象者／個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

届出期間／土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

届出事項／届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

問い合わせ／金屋庁舎産業課

または有田振興局の林務担当

☎64-1263

食生活改善推進員養成教室

（すこやか教室）を実施します

食生活改善推進員は、地域において食生活の改善・運動の普及推進等のボランティア活動を行っています。有田川町では、59名の方が活躍しています。自分自身の健康を見つめなおし、家族の健康づくりを考え、地域で仲間たちと健康づくりの輪をひろげてみませんか。

お隣ご近所お友達、お誘いあわせのうえご参加ください。

内容

- ・栄養教室（調理実習もあります）
- ・運動教室

※いずれも役場健康推進課が実施している教室に参加します

・こころの健康づくり

・住みよい環境づくり など

場所／金屋文化保健センター、金屋農村センター など

受講料／無料

町民の方ならどなたでも参加できます。

8回開催のうち、5回以上ご参加いただくと食生活改善推進員として活動していただけます

申込締切／5月31日（金）

問い合わせ／金屋庁舎健康推進課